
プロジェクト **四半期報告書制度の見直しへの対応**

項目 **本日の審議事項**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、本日の企業会計基準委員会において審議頂く事項の概要についてご説明することを目的としている。

II. これまでの経緯

2. 2023 年 10 月 5 日に開催された第 511 回企業会計基準委員会では、2023 年 3 月 14 日に金融庁から第 211 回国会に提出された「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」において、新たに半期報告書を提出することとなる会社¹に適用される会計基準等を、中間会計基準等として新たに開発することを提案し、企業会計基準公開草案第 80 号「中間財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第 82 号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」（以下合わせて「本公開草案」という。）を 2023 年 12 月 15 日に公表した。
3. 本公開草案に対するコメントは 2024 年 1 月 19 日に締め切られ、13 通のコメント・レター（団体等 9 通、個人 4 通）が寄せられた。
4. 第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）より、本公開草案に寄せられたコメントへの対応の検討を行っている。

III. 本日の検討事項

5. 本日は、これまでの審議を踏まえ、以下について公表の承認に関するご審議をいただきたい。このうち(2)及び(3)が公表議決の対象となる。

(1) コメント対応表（審議事項(2)-2）

なお、第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）でお示ししたコメント対応案から修正した箇所に変更履歴を付している。

¹上場会社等及び上場会社等の制度を適用する非上場会社をいう（特定事業会社を除く）。

審議事項(2)-1

- (2) 会計基準第●号「中間財務諸表に関する会計基準」の文案（審議事項(2)-3）
 - (3) 企業会計基準適用指針第●号「中間財務諸表に関する会計基準の適用指針」の文案（審議事項(2)-4）
 - (4) 「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」の改正案の文案（審議事項(2)-5）
 - (5) 「公表にあたって」の文案（審議事項(2)-6）
 - (6) 公開草案を再度公表する必要性の有無等に関する検討（審議事項(2)-7）
6. なお、審議事項(2)-3 及び審議事項(2)-4 について、公開草案からの修正履歴付きの資料を参考資料としている。また、審議事項(2)-2 及び審議事項(2)-6 について、前回からの修正履歴の資料を参考資料としている。
7. 第 521 回企業会計基準委員会（2024 年 3 月 5 日開催）で聞かれた意見については、審議事項(2)-8 に記載している。

以 上